

青森県報

号外第六十九号

平成三十年
六月二十九日
(金曜日)

目次

規 則

○青森県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則……………(水産振興課) ……一

公 告

○青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表……………(水産振興課) ……三

規 則

青森県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成三十年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十五号

青森県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

青森県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則(平成八年十二月青森県規則第百十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条に

第一号として次の一号を加える。

一 ころまぐろ 全ての漁業

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 第三条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「十日」とあるのは、

「十日(同条第一号に掲げる第一種特定海洋生物資源にあつては、末日)」とする。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式 (第3条関係)

その1 くらまづろを定置網漁業を営むことにより採捕した場合

※收受年月日	
※処理年月日	

第1種特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告書
(定置網漁業用)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

㊦

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項の規定により、第1種特定海洋生物資源の採捕の数量等を次のとおり報告します。

免許番号又は許可番号	船 名	採捕の数量 (kg)
第1種特定海洋生物資源	陸 揚 日	
	小型魚 (30kg 未満)	
くらまづろ	大型魚 (30kg 以上)	

注1 ※印欄は、記載しないこと。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

その2 くらまづろを定置網漁業以外の漁業を営むことにより採捕した場合

※收受年月日	
※処理年月日	

第1種特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告書
(定置網漁業以外の漁業用)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

㊦

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項の規定により、第1種特定海洋生物資源の採捕の数量等を次のとおり報告します。

許可番号又は承認番号	船 名	採捕の数量 (kg)
第1種特定海洋生物資源	陸 揚 日	
	小型魚 (30kg 未満)	
くらまづろ	大型魚 (30kg 以上)	

注1 ※印欄は、記載しないこと。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

3 「許可番号又は承認番号」欄は、許可番号及び承認番号がない場合には、漁船の登録番号を記載すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

その3 すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかを採捕した場合

※収受年月日	
※処理年月日	

第1種特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告書

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名) ㊟

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項の規定により、第1種特定海洋生物資源の採捕の数量等を次のとおり報告します。

漁船の登録番号	船 名	陸 揚 日	採捕の数量 (kg)
第1種特定海洋生物資源			
すけとうだら			
まあじ			
まいわし			
まさば及びごまさば			
するめいか			

- 注1 ※印欄は、記載しないこと。
 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

この規則は、平成三十年七月一日から施行する。

公 告

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成三十年三月十九日公表）の全部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

平成三十年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の水産業は、平成27年において、生産量が22万トンで全国第5位、生産額が552億円で全国第7位と全国でも上位の漁獲実績を誇っており、漁業従業者数は平成25年現在において9千9百人となっている。また、遠洋漁業及び沖合漁業の基地として発展してきた八戸市を中心として水産加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域において水産業は中核的な産業となっている。

このように、水産業は本県にとって極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県は、太平洋、津軽海峡及び日本海海域に三方を囲まれるとともに、大型内湾である陸奥湾を有していることから、我が国有数の漁場が形成されている。

一方で、本県海域の海洋生物資源については、一部で低水準、減少傾向にある。今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、県の魚ひらめの資源が着実に増加しているなど、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、より一層の適切な海洋生物資源の保存及び管理により水産物の生産を更に安定的で持続的なものとするため、国の基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の本県の数量について、適切な管理措置を講じることとする。

4 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他道県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

5 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、地方独立行政法人青森県水産総合センター水産総合研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

6 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 本県における漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度については、関係漁業者の意見を十分に尊重し、また、他道県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

8 第1種特定海洋生物資源のうち、くるまぐるに関することについては、別に定める。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成29年4月～平成30年3月	若干
まあじ	平成29年1月～12月	若干
まいわし	平成29年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成29年7月～平成30年6月	若干
するめいか	平成29年4月～平成30年3月	若干

(注) 数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取り扱い等は以下のとおりとする。

- (1) 数量を明示していない場合は、過去(平成23年～25年(するめいかについては平成24年～26年)。以下同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧が無視できるほど小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。(注)漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。
- (2) 「若干」としている場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する漁獲圧が小さいと認められる場合であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

2 第1種特定海洋生物資源の平成30年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成30年4月～平成31年3月	若干
まあじ	平成30年1月～12月	若干
まいわし	平成30年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成30年7月～平成31年6月	若干
するめいか	平成30年4月～平成31年3月	若干

(注1) まさば及びごまさばの知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(注2) すけとうだら、まあじ、まいわし及びするめいかについては、数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取り扱い等は以下のとおりとする。

- (1) 数量を明示していない場合は、過去(平成26年～28年(するめいかについては平成24年～26年)。以下同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧が無視できるほど小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。(注)漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。
- (2) 「若干」としている場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する漁獲圧が小さいと認められる場合であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

第3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業及びさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まめじ】

定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まいわし】

定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まさば及びごまさば】

定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【するめいか】

定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
また、総トン数5トン未満の動力漁船による小型いかつり漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。
なお、上記の漁業については規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

第4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、本県に定められた量に関する事項

平成30年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	小型機船底びき網漁業（うち手繰第1種漁業）	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の	平成30年5月1日から平成30年6月30日まで	194
		青森県地先水面		

(注) 小型機船底びき網漁業（うち手繰第1種漁業）とは漁業法（昭和24年法律第267号）第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取締規則（昭和

27年農林省令第6号）第1条第1項第1号に規定する種類のものをいう。

第5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成30年の第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	機船手繰網漁業（かけまわし漁業）	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の	平成30年5月1日から平成30年6月30日まで	194
		青森県地先水面		

(注) 機船手繰網漁業（かけまわし漁業）とは青森県海面漁業調整規則第6条に規定する種類のものをいう。

第6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【さめがれい】

太平洋北部のさめがれいの資源回復を図るために、「青森県資源管理指針」に基づく資源管理措置の実施を推進する。
また、規則に基づき漁獲努力量の報告を求めることとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を進めることとする。
- 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取り組みを進めるとともに、生息環境の保全に努めるものとする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円四十四銭